

諏訪市保育所条例及び諏訪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長

金子ゆかり

## 諏訪市条例第 10 号

諏訪市保育所条例及び諏訪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

(諏訪市保育所条例の一部改正)

第 1 条 諏訪市保育所条例(平成 10 年諏訪市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

(諏訪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第 2 条 諏訪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成 27 年諏訪市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「附則第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」を「附則第 9 条第 1 項各号」に改め、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 4 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「前条第 4 項」を「前条第 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 5 条第 1 項中「利用者負担額並びに第 3 条第 2 項及び同条第 4 項」を「第 3 条」に改め、同条第 2 項中「第 3 条第 4 項」を「第 3 条第 3 項」に改め、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 6 条中「、一時的保育児童に係る保護者」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。